

アメリカにおける社会保障訴訟の問題点

——連邦裁判所の管轄権の問題を中心として——

石橋 敏郎

I はじめに

アメリカ合衆国は、1935年連邦社会保障法¹⁾のなかで「社会保障(social security)」という用語を初めて使用した国として、また、ニューディール以後、社会保障制度を急激に発達させた国としてよく知られているが、その制度の紹介の作業に比して、これを法的に取り扱おうとする試みはさほど多くなされてこなかったようである。その理由としては幾つか挙げられようが、筆者は、特に連邦制という特殊な政治形態が合衆国の社会保障制度の理解を一層困難なものにしている原因のひとつであると考えている。すなわち、連邦政府と州政府との間に独自の権限分配を行なっている結果、社会保障制度の管轄・運営方式、および、その制度上の権利を貫徹させるための争訟手続がおのずと複雑な様相を呈さざるをえなくなるからである。本稿は、合衆国における社会保障訴訟がどのような点で特殊な問題を含んでいるのか、連邦制度からくる制約とでもいった問題点を、主として連邦裁判所の社会保障訴訟管轄権の観点から眺めてみようとするものである。

伝統的に、合衆国では、財産的権利と精神的自由とを峻別し、その区分を基礎に連邦裁判所の管轄規定がつくられており、また両者の間には司法審査を及ぼす際の適用基準に差異があるとの見解が支配的であった²⁾。ところが、比較的最近になって、そのような単純な二分説への反省を迫るものとして社会保障訴訟が登場してくるのである。二分説への批判は大まかに言って2つの点で起こ

ってきた。まず、ひとつは、近年連邦政府が社会保障の分野へ積極的に介入してきている現状であるにも拘らず、従来の「財産・精神的自由二分説」を基礎にした連邦裁判所の管轄権規定では、審理を受ける以前の段階で社会保障事案が却下せられてしまう危険があることである。もうひとつは、司法審査を及ぼす基準についてであるが、これまでのごとく、財産的権利には立法裁量が強く働き、精神的自由に関する事案にはより厳格な司法審査が及ぶといった機械的な解決方法は、もはや社会保障受給権が対象となっている事件にそのまま適用するわけにはいかないという認識である。前者を訴訟手続面での問題点、後者を実体審査面での問題点ということができよう。本稿の取り扱う範囲は前者の管轄権をめぐる議論に限定されており、後者の立法裁量に関する議論については他の論者の労作に譲り³⁾、私としては簡単な付表を末尾に添付しただけに限ったことをおことわりしておく。

II 連邦社会保障関係立法の成立根拠

連邦制度下にあっては社会保障法も州法と連邦法という2つの法源として成立することが可能である。しかしながら、合衆国憲法は州法の規制領域を一般的とし、連邦法の領域は憲法1条に列挙される連邦議会の立法管轄権限内に属していなければならないことになっているので、連邦法の成立には憲法上の重大な制約があると言わねばならない。わが国のごとく明文の生存権規定を有して

1) Social Security Act, 49 Stat. 620 [1935], 42 U. S. C. §301-06, 601-10, 1201-06, 1351-55 [1970].

2) 芦部信喜、憲法訴訟と「二重の基準」の理論、公法の理論下I [1977].

3) 戸松秀典、憲法訴訟と「立法府の裁量」の理論——アメリカにおける社会保障訴訟をめぐる、成城法学1号 [1978]; 米沢広一、福祉受給権をめぐる憲法問題——アメリカにおける特権論崩壊後の判例理論の検討(一)(二)(三)、民商法雑誌78巻6号, 79巻1号, 79巻2号 [1978].

いない合衆国にあっては、そもそも連邦の社会保障法なるものはどのように成立しうるのかという疑問が起きてくる。当然のことながら、これまでの連邦社会保障立法はその成立根拠を全く別の、異質とも言うべき管轄条項に置きながら制定されてきた。例えば、1935年連邦社会保障法は連邦議会の租税徴収権限（憲法1条8節1項）に基づいて成立したものだし、鉄道労働者の年金・失業・労災関係立法は⁴⁾、州際通商規制条項（Interstate Commerce Clause, 1条8節3項）を根拠に、また、港湾労働者や船員の労災立法は連邦裁判所の海事管轄権（3条2節1項、1条8節18項）を根拠にしているといった具合である⁵⁾。それゆえ、その初期の段階にあっては、各連邦法は、必然的にそのような社会保障立法を制定する権限を議会が有しているのかどうかという管轄権レベルでの違憲訴訟に遭遇することになるのである⁶⁾。それぞれの連邦社会保障立法が憲法規定からみて合憲性を維持できるかどうかはここで詳しく論ずることをしないが、この憲法上の成立根拠条項は、後述する連邦裁判所の管轄権の問題とも関連を持ってくる。というのは、連邦裁判所の管轄規定は一応憲法に列挙された事項を基礎にしているので、連邦社会保障立法のあるものは、海事管轄権に準拠して、またあるものは、租税管轄権⁷⁾や州際通商管轄権⁸⁾に準拠して事案を連邦裁判所の審理下にもたらすことができると主張することも可能だからである。

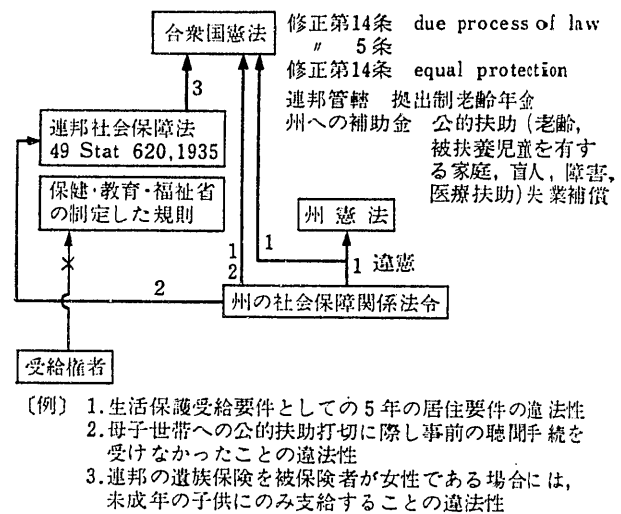


図 連邦制度の下における社会保障訴訟の形式

III 連邦憲法、連邦社会保障法、州社会保障立法の関係

合衆国における社会保障訴訟は、その形式からいって次の4つの場合が存在する。すなわち、i) 州の社会保障法令が州憲法に違反すると主張する場合、ii) 州法令の連邦憲法違反を主張する場合、iii) 州法令が連邦社会保障法の規定に違反すると主張する場合、iv) 連邦社会保障法が連邦憲法に違反すると主張する場合の4つである（図表参照）。このうち、州法令の連邦憲法違反を主張する場合には、州に対して行為を義務づける形で規定されている修正第14条の「正当手続条項 (Due Process Clause)」または、疑わしい類別を含む差別を禁止する同条「平等保護条項 (Equal Protection Clause)」を根拠にして争うことになるが、他方、1935年制定の連邦社会保障法の規定が連邦憲法に違反するという訴訟では、連邦が個人に対して保護を宣言するという形で規定されている修正第5条「正当手続条項」を援用することになるのである⁹⁾。

4) Federal Employers' Liability Act, 35 Stat. 65 [1908]; Railroad Retirement Act, 48 Stat. 1283 [1934]; Railroad Unemployment Insurance Act, 53 Stat. Act, 1113 [1939].

5) Longshoremen's and Harbor Workers' Compensation Act, 44 Stat. 1424 [1927]; Merchant Marine Act, 41 Stat. 1007 [1920].

6) 連邦港湾労働者災害補償法の成立過程については、石橋敏郎、アメリカにおける港湾労働者災害補償をめぐる法適用問題の史的展開(上)、九大法学37号[1979]。連邦使用者責任法の違憲判決については Employers' Liability Cases, 207 U.S. 463 [1908] 参照。

7) 28 U.S.C. §1340 [1964].

8) 28 U.S.C. §1337 [1964], see Pugach v. Dollinger, 277 F.2d. 739 [1960], aff'd per curiam, 365 U.S. 458 [1961].

9) だとすると連邦社会保障法が問題となった事件では、憲法条文上では、「平等保護条項」を援用できないようにみえるが、裁判所は、修正5条の「正当手続条項」のなかに平等保護条項を含めしめるという考え方を取っている。実質的には、平等保護の基準に沿って判断が行なわれる仕組みになっている。see Bolling v. Sharpe, 347 U.S. 497 [1954].

どういった種類の社会保障給付がどのような形で訴訟に登場してくるかは、連邦社会保障法の規定する給付の種類にかかっている。現在のところ、連邦が直接管理運営するものとして老齢・遺族・障害・老人健康保険制度(OASDHI)があり、このほかに、連邦法の定める一定の基準を満たす場合に州への補助金(grants)を出すという形で運営される各種の公的扶助制度(老齢・盲人・廃疾・被扶養児童を有する家庭に対する扶助)や、連邦賃金支払税のうち90%まで相殺して州の失業保険事業に充当できるとする失業補償制度があり、これ以外の給付は州の社会保障行政として運営されている。そこで、例えば州が独自に実施する一般扶助(general assistance)に関する訴訟は州法令が州憲法または連邦憲法に違反するという形で提起されるのに対し、老齢年金(old-age insurance)に関する訴訟は、連邦憲法と連邦社会保障法との関係として、また同じく公的扶助であっても、連邦の補助金により運営される「被扶養児童を有する家庭に対する援助(AFDC)」についての争いは、州法令が連邦社会保障法の規定に違反するとして提起されることもあるわけである。かくて、合衆国の社会保障訴訟は、その政治的二重構造からくる立法管轄・司法管轄の交錯のゆえに、一層複雑な様相を呈してくるのである。

IV 社会保障訴訟に対する連邦地方裁判所の管轄

社会保障受給権者は自己の権利が侵害された場合、原則としては州裁判所にも連邦裁判所にもどちらにでも訴訟を提起しうるのであるが、現実には受給権者は事案を連邦の裁判所へ訴えようとする傾向があることを指摘しておかねばならない。これは次のような理由によるものだと言われている。i) 連邦裁判所は概して黒人の利益の保護において州裁判所に優っているとの意識があること¹⁰⁾、ii) 連邦社会保障法の果たす役割が次第に広い範囲に及ぶようになり、重要な分野の訴訟は

連邦法の解釈に係わるものが多いこと¹¹⁾、iii) 連邦社会保障法を通じての統一的な解釈には、連邦裁判所の方が便利であること、iv) 連邦裁判所の判断は管轄行政庁たる「保健・教育・福祉省(Department of Health, Education, Welfare)」に対して拘束力を持つことである。したがって、連邦裁判所に提訴しようとする傾向があるにもかかわらず、それを受理する窓口たる連邦裁判所の管轄権が整備されていないということは、受給権者に重大な不利益を及ぼすものと言わねばならない。

連邦地方裁判所に社会保障訴訟が提起された場合、裁判所が司法審査を及ぼしうるか否かを判断するに当り、重要な幾つかの規定がある。まず、1871年の公民権法(Civil Rights Act)¹²⁾の実質部分に相当する規定で、訴訟原因について定めた合衆国法典42篇1983条が挙げられる。

「州の制定法・命令・規則・慣習を口実として、合衆国憲法及びその他の法により与えられる権利・特権または免除を剝奪したる者は、その行為により侵害を受けた当事者に対して責任を有する¹³⁾。」(以下1983条として引用)

たいていの社会保障訴訟は、平等保護条項か正当手続条項違反を理由として提起されるので、同条にいう「合衆国憲法により与えられる権利」に該当することは間違いなく、連邦裁判所が取り上げる訴訟原因が形成されたということになるわけである。もし、連邦社会保障法や保健教育福祉省の規則に違反すると主張する場合だと、受給権者は社会保障法や連邦行政庁規則の与える利益が、1983条に言う「その他の法により与えられる権利・特権・免除」に当ることを主張する必要がある¹⁴⁾。

次に、管轄部分の規定は2つある。ひとつは、所謂「連邦問題管轄(Federal Question Jurisdiction)」と呼ばれる1875年裁判所法(Judicial Act)の規定

11) 州制定法違反を理由に州の社会保障行政の是正を求める訴訟のなかでも、結局、連邦社会保障法の解釈が問題となることがある。see *State ex rel. Dean v. Brandjord*, 108 Mont. 447, 92 P. 2d 273 [1939].

12) Civil Rights Act of 1871, ch. 22, §1, 17 Stat. 13 [1871].

13) 42 U.S.C. §1983 [1964]

14) 詳しくは、Notes, Federal Judicial Review of State Welfare Practices, 67 Columbia L. Rev. 84 at 109-110 [1967] 参照。

10) Notes, Federal Judicial Review of State Welfare Practices, 64 Columbia L. Rev. 84, at 95 [1967].

であり、連邦裁判所が些細な事件に煩わされることのないよう1万ドル以上の係争事件に限るという制限が置かれている。

「連邦地方裁判所は、争点となっている事項が1万ドルを越え、且つ、連邦憲法・法及び条約から起こってくる問題について管轄権を有する。¹⁵⁾」(以下1331条として引用)

もうひとつは、公民権管轄と呼ばれるもので、1871年公民権法の管轄部分を法典化したものである。

「連邦地方裁判所は、法的根拠に基づき当事者によって提起された以下の民事訴訟の第1審管轄権を有する。

(3) 市民の平等権を規定する (for equal rights) 合衆国憲法または議会の立法が保証しているところの権利・特権・免除を、州の制定法・命令・規則・慣習を口実に剝奪された合衆国市民の救済訴訟。……¹⁶⁾」(以下1343条(3)項として引用)

このほかにも、特殊な管轄規定があるが、社会保障訴訟の管轄は主としてこの2つの規定のどちらかに準拠して認定されているようである。この2つの管轄規定の関係をどのように解釈すればよいのかについて、その後の判例の指針となったものは、1939年集会の許可制を定めた市条例の合憲性が争われた事件 *Hague v. Committee for Industrial Organization*, 307 U.S. 496 [1939] におけるストーン判事 (J. Stone) の補足意見である。すなわち、彼は、1331条は「財産的権利」を対象とした管轄規定であり、他方1343条(3)項の方は、「人格的自由 (personal liberty)」が侵害された場合のそれであると説いたのである。その結果、多くの社会保障訴訟が連邦裁判所の舞台に登場することを拒否されたのであった。というのは社会保障受給額で1万ドルを越えるケースはほとんどなかったし、またどの範囲で1万ドルを算定するのかその基準が曖昧なままだったからである¹⁷⁾。

それでは、この2つの管轄条項と社会保障訴訟との関連について、先ほど示した4つの訴訟形式に分けて検討してみることにしよう。

(1) 州の社会保障法令が連邦憲法に違反するとして争う場合

連邦社会保障法を介在させずに、直接連邦憲法違反を問うような場合には(付表 9, 10, 13, 16, 17, 18, 19, 21事件参照)、それが平等保護条項違反を請求の根拠にしている限りで、1343条(3)項の「市民の平等権を規定する合衆国憲法」に該当し、公民権管轄が肯定されることになる。このほか、遺族年金受給を理由に AFDC の額を切り下げるコネチカット州福祉省の規則が連邦憲法の平等保護条項に違反するとして争った事件 *Johnson v. Harder*, 438 F. 2d. 7 [1971] における第2巡回控訴裁判所のごとく、1343条(3)項の「平等権」に言及することなしに、社会保障受給権は「社会において生存する権利」に関するものであり、人格的権利の領域にも関わっているとする立場から、連邦裁判所の管轄権を漠然と認める判決もあった¹⁸⁾。

ところが、このような管轄上の二分説を正面から否定しようとする最高裁判所の判決が最近現われてくることになる。*Lynch v. Household Finance Corp.*, 405 U.S. 538 [1972] がそれである。この事件は、事前の告知・聴聞の機会を与えずに銀行預金の差押通告処分を行なうことを許容する州法の合憲性が争われたものであったが、最高裁は、「人格的自由と財産的権利との境界線を引くことは本質的に困難であり、両方の権利が関連し合っている混成の事件も少なくない」と述べて、従来の二分説への反省をこめて、本件に対する連邦裁判所の管轄権を認めている。最高裁は続けて次のごとく言う。

「……人格的自由と財産的権利との二分法は間違っている。財産が権利を有するのではない。人々が権利を有するのである。言論の権利や移動の権利と同様、不法な剝奪なしに財産を享有

15) Judiciary Act of 1875, ch. 137, §1, 18 Stat. 470 [1875], now 28 U.S.C. §1331 [1970].

16) 28 U.S.C. §1343(3) [1970].

17) Notes, Federal Jurisdiction over Challenges to State Welfare Programs, 72 Columbia L. Rev. 1404 [1972].

18) The Supreme Court, 1971 Term, 86 Harv. L. Rev. 10at, 204 [1972].

する権利は、それが社会保障給付であろうと預金通帳であろうともまさしく人格的権利なのである。……¹⁹⁾」

この判決は直接社会保障給付を対象としたものではないので、社会保障訴訟に対する先例性は未だ明確ではないが、連邦裁判所の管轄権に関する限りで、財産的権利と人格的権利との中間的形態の権利の存在を唱え、これを連邦管轄のなかに取り込もうとする方向を示唆したものとして注目される。

州法令の連邦憲法違反を主張する事件において、社会保障受給権が特別の性格を持つ権利であることを指摘する判例は少なからずあるが、そのことのゆえに、連邦の管轄権を設定する最高裁判決は今のところ見当らない²⁰⁾。この範疇に属する訴訟は、平等保護条項を根拠におく以上は、1343条(3)項の適用が認められ、実際には管轄権設定にそれほどの障害はないものと思われる。

(2) 連邦社会保障法の定める社会保険の部分 (老齢・遺族・障害)に関する訴訟

連邦政府が直接管理運営する社会保障制度をめぐる訴訟については(付表7, 8事件)、1939年改正により、社会保障法205条(g)項が設けられ連邦裁判所の管轄が明確にされた。

「〔連邦の運営する老齢・遺族・障害年金に関する司法管轄〕

保健教育福祉省長官の最終決定の後、個人は決定送達から60日以内に民事訴訟によって、その決定の司法審査を受けることができる。この訴訟は原告の居住する地の連邦裁判所に提起される。²¹⁾」

(3) 州の法令が連邦社会保障法の規定に違反すると主張して訴訟を起こす場合

連邦社会保障法が改正を重ね、給付の種類・内容が充実し、それに伴い適用範囲が拡大してくると、当然この種の訴訟が増加することが予想される。しかしながら、連邦裁判所の管轄権との関係ではかなり問題の多い訴訟の型である(付表2, 3, 5, 6, 12事件参照)。

①合衆国法典42篇1983条の定める訴訟原因

文言からみて、1983条が制定法の権利を根拠にした訴訟を予定していることは確かである。ところが、問題なのは、この条項が1871年制定の人種差別禁止法案たる公民権法の一部であったこともあり、果たして1983条にいう「合衆国の法によって与えられる権利」のなかに、連邦社会保障法の規定する社会保障給付が含まれるのかどうかという疑問である。現に、連邦法の課税と州のそれとが衝突した事件 *Holt v. Indiana Manufacturing Co.*, 176 U.S. 68 [1900] において、連邦最高裁は、1983条にいう「合衆国の法 (laws)」とは単に公民権法案のみを指すと判示している²²⁾。*Holt* 判決は、現在明らかな形で覆されてはいないものの、最近の下級審判例はこれを採用していないし、最高裁も *Holt* 判決の狭い解釈を拒否する方向を示しているようである。例えば連邦裁判所法の定める義務にしたがって3日間の陪審に出席したために解雇された教師の地位保全訴訟たる *Bomar v. Keyes*, 162 F.2d.136 [1947] では、控訴裁は、裁判所法が1983条の「法」に含まれることにいささかの疑義をもはさんでいない²³⁾。また、AFDC支給手続の遅滞は、連邦社会保障法および保健教育福祉省

19) *Lynch v. Household Finance Corporation*, 405 U.S. 538, at 552 [1972].

20) 例えば、*Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 [1971] におけるスチュワート判事の多数意見は、社会保障給付の特殊性を次のように認めているが、そのことのゆえに連邦裁判所の管轄が設定されると言っているわけではない。

「経済社会立法上の権利と本件で問題とされている〔公的扶助の〕権利との間には決定的なほどの違いがある。合理性の基準が州による経済規制に主として関連している前者に対して、本件では窮乏状態に陥っている人間の最も根源的なニーズが関係しているからである。」

21) 42 U.S.C.A. § 405 (g).

22) *Holt v. Indiana Manufacturing Co.*, 176 U.S. 68, at 72 [1900].

この事件は、会社の有形財産に課される税を徴収しようとした州官吏に対して、原告が、課税の大部分は連邦法によって州の課税対象に属しないとされている特許権に対するそれであると主張して争ったものである。最高裁は、「合衆国の法」によって与えられた権利の剥奪であるとする原告の論証を退け、1983条は公民権法案のみを予定しているのであるから本件には適用されないと述べている。

23) *Bomar v. Keyes*, 162 F. 2d. 136, cert. denied, 332 U.S. 825 [1947].

規則に違反するとして争われた事件²⁴⁾にあっても、連邦社会保障法は1983条の述べる「法」に該当し、それゆえ連邦裁判所は1343条(3)項により管轄権を有すると明言している。最高裁も同様の解釈を取っているとみなしうる判決傍論の部分がある。

「1983条のもとにおいて、官吏は、公民権法の与える権利ばかりでなく、憲法や他の制定法の与える権利の侵害についても損害賠償の責を負わねばならない。……²⁵⁾」

次に、連邦社会保障法を1983条の枠内にもたらず別の障害も考えられる。すなわち、受給権者は連邦社会保障法が「権利を与えている(any rights……secured by the Constitution and laws)」ことを立証しなくてはならないかもしれないからである。連邦社会保障法は、直接個人に一定の社会保障を受ける権利を賦与しているわけではなく、また、州も同法の社会保障計画に参加するよう強制されてはいないのであるから、1983条の要件たる「権利を保障した法」に当たらないとする考え方もある²⁶⁾。しかし、連邦社会保障法は居住要件や聴聞手続等の最低基準を定め、その基準を満たす州制度のみが連邦の補助金を受けうる仕組みとなっているところから、少なくとも連邦法の水準までは受給権者も保護されることになるのであり、やはり連邦社会保障法も一定の権利を個人にも保障した法と解するのが妥当であろう²⁷⁾。

②合衆国法典28篇1343条(3)項に基づく連邦裁判所の管轄権

連邦社会保障法の与える権利の侵奪は、1983条の訴訟原因を構成すると言えたととしても、さらに進めて、連邦裁判所が1343条(3)項の公民権管轄規定に基づいて社会保障法違反を理由とする訴えを受理できるかどうかはまた別の問題である。1943条(3)項を根拠に連邦社会保障法違反事件を管轄できると述べることは一層困難であるように思われる。というのは、1343条(3)項は「市民の平等権

を規定する立法が保証しているところの権利を……剝奪された場合 (To redress the deprivation of any rights……secured by the Constitution of the United States or by any Act of Congress providing for equal rights of citizens or of any persons……)」という表現になっており、この文言からみると、連邦社会保障法は到底「市民の平等権を規定した立法」とは言えそうにないからである。

「平等権を規定する立法」とはいかなるものかその意味を考える上においては、この用語が現在の1343条(3)項に盛り込まれた歴史的経緯を辿ってみることも有意義であろう。もともと公民権事件に対する連邦裁判所の管轄が認められたのは1871年法においてであるが、1871年法では、地方裁判所と巡回控訴裁判所の両方に第1審管轄権が認められていた。すなわち、1871年改訂法典563条(12)項では「合衆国のいかなる法によっても保証されたすべての権利 (any right secured by any law of the United States) が州法を口実に剝奪された場合の救済訴訟」は地方裁判所が管轄するとなっていたが、他方、同法典629条(16)項は「市民の平等権を規定する法により保証される権利 (any right secured by any law providing for the equal rights of citizens)」を侵害された場合の救済は連邦巡回控訴裁判所の管轄に属すると明言していた²⁸⁾。少なくとも、「平等権」という用語が挿入されている以上、すべての法的権利を想定しているのではなく、憲法により権威づけられた特別の権利つまり公民権法の権利のみが念頭に置かれたのだと推察するのが自然であろうし、1871年法の起草者もそのように述べているようである²⁹⁾。これに対して、地方裁判所の管轄規定中の「合衆国の法によって保証されたすべての権利」については、巡回控訴裁判所の管轄規定同様公民権法の権利を指していると限定解釈すべきなのか、それとももっと広い範囲の権利を含んでいるのか明確ではない。その後1911年に上記2つの条文を統合して現在の

24) Warrell v. Sterrett, (1968-1971 Transfer Binder) CCH Pov. L. Rep. 10, 575 (N. D. Ind. 1969).

25) Greenwood v. Peacock, 384 U.S. 808 at 829-30. (1966).

26) Rosado v. Wyman, 414 F. 2d. 170 (1969).

27) Rosado v. Wyman, 397 U.S. 397 (1970).

28) Rev. Stat. §§563, 612 (1875).

29) 1 Revision of U. S. Stat. Title 13, at 63 (1872 draft); Notes, Federal Jurisdiction over Challenges to State Welfare Programs, 72 Colum. L. Rev. 1404, at 1422 (1972).

1343条(3)項が草案されることとなり、結局控訴裁判所の管轄規定たる 629 条(16) 項の方が採用されることとなった³⁰⁾。ここでも1911年法はなぜ 629 条(16) 項を採用したのかその理由を明らかにしてはいない³¹⁾。

ともあれ、条文の形式および制定史から言って、1343条(3)項が公民権法案を予定した規定であることは否定できまい。最高裁判所も、1343条(3)項によって連邦社会保障法違反を原因とする訴訟の管轄権が連邦裁判所に発生するかどうかに関しては一貫して否定的見解を取り続けてきている。King v. Smith, 392 U. S. 309 [1968] において、最高裁はアラバマ州の「代替夫(substitute father)条項³²⁾」を連邦社会保障法違反としながら、1343条(3)項にのみ依拠して事案を連邦裁判所の管轄となしうることについては難色を示している。

「われわれは、問題となっている州の AFDC 規定が連邦法に違反するというその理由だけで、連邦裁判所に持ち出すことができるかどうか未だ見解を示していない。³³⁾」

判例のなかには、1983条と1343条(3)項とが同一の広がりを持つと考え、1983条により形成された訴訟原因には1343条(3)項の管轄が当然付与されるかのごとき論旨を展開しているものも見受けられるが³⁴⁾、その後の判例は、この見解を完全に退けているようである。例えば、Rosado v. Wyman, 414 F. 2d. 170 [1970] は、はっきりと社会保障法は平等権に関する立法とは関係がなくそれゆえ

1343条(3)項は適用されないと判示しており、また、McCall v. Shapiro, 416 F. 2d. 246 [1969] 事件のスミス判事も連邦議会は1983条に基礎を置く訴訟事件のすべてを1343条(3)項の管轄下にもたらし意図ではなかったと結論づけている³⁵⁾。

そこで、最高裁は、連邦社会保障法違反を理由とする訴訟になんとか連邦裁判所の管轄を認めようとして、「関連訴訟管轄(pending jurisdiction)」と呼ばれる判例法理(judge-made doctrine)を考案した。「関連訴訟管轄」とは、連邦管轄権は憲法または議会立法の規定に依らなければならないとする原則³⁶⁾の例外をなすもので、社会保障法違反というそれだけの主張では連邦管轄を満たさない場合であっても、他のもうひとつの「実質的連邦問題(substantial federal question)」を構成する訴訟原因と抱き合わせる格好で、連邦の司法管轄を認めようとするものである³⁷⁾。この法理の適用にはおよそ次のような要件が必要であると言われている。

i) 合衆国憲法または法律から起こってくる請求が裁判所に事物管轄を与えるだけの十分な実体(substance)を備えていること。ii) 管轄付与請求と関連請求とは「動いている事実関係の共通の核(a common nucleus of operative fact)」から派生したものであること³⁸⁾。そして、この管轄権の付与は強制的なものではなく、訴訟当事者の裁判経済・便宜・公平の観点から裁判所の裁量によって与えられる。したがって、明らかに連邦社会保障法違反ということで問題が解決する場合——例えば、聴聞手続の不存在、長期の居住要件等——であっても、管轄権の否認を避けるために、憲法上の平等保護条項や正当手続条項違反をも合わせて

30) Judiciary Act of 1911, ch. 231, §24(14), 36 Stat. 1092 [1911].

31) S. Rep. No. 388, pt. I, 61st Cong., 2d Sess. 2 [1910].

32) アラバマ州法は、可働能力ある男性と同棲している母親には AFDC の支給を停止する旨の「代替夫条項」を有していた。判決は次のごとく言う。社会保障法 §406(a) (42 U. S. C. §606(a)) は片親の死亡、長期の不在、物理的・精神的無能力の場合に児童を有する家庭に援助を与える趣旨である。ここで言う「親」とは、州法上扶養の義務を負っている者のことであって、〔道義的には問題だとしても〕そのような義務を持たずただ母親と同棲しているだけの「代替夫」を含むものではない。King v. Smith, 392 U. S. 309, at 327 [1968].

33) King v. Smith, 392 U. S. 309, at 312 n. 3. [1968].

34) Bomar v. Keyes, 162 F. 2d. 136, cert. denied, 332 U. S. 825 [1947].

Comment, The Civil Rights Act and Mr. Monroe, 49 Calif. L. Rev. 145, at 150 [1961].

35) その他、連邦通信法(Federal Communication Act, 47 U. S. C. §605 [1970])をめぐる訴訟において、1343 条(3)項は適用されないとした判例 McGuire v. Amrein, 101 F. Supp. 414 [1951] も同旨の理由を述べている。

36) U. S. Const, art. III, §2; Ex parte McCordle, 74 U. S. (7 Wall.) 506 [1869]; Sheldon v. Sill, 49 U. S. (8 How.) 441 [1850].

37) 「関連訴訟管轄」について詳しくは、Case Comments, Federal Jurisdiction: Supreme Court Strains to Provide a Federal Forum for Challenges to State Administration of Welfare Programs, 59 Minnesota L. Rev. 761 [1975].

38) United Mine Workers v. Gibbs, 383 U. S. 715 [1966].

主張し、裁判所をして「実質的かつ些細でない憲法上の争点 (substantial, nonfrivolous constitutional claim)」が提示されていると言わしめる必要があるわけである。現在のところ、最高裁はこの「関連訴訟管轄」を社会保障事件に進んで導入しようとしているように見受けられる³⁹⁾。

③合衆国法典28篇1331条に基づく連邦裁判所の管轄権〔所請「連邦問題管轄権 (Federal Question Jurisdiction)」〕

1331条には、連邦裁判所の過重業務を軽減し、些細な論争に煩わされるのを防ぐために1万ドル以上の係争金額を有する事案に限るという制限規定が置かれているが、実際には、多くの社会保障訴訟が憲法条項と組み合わせられた形で提起され、1343条(3)項の規定を通じて連邦裁判所に流れ込んでくるので、業務の軽減という目的にはさほど貢献していない⁴⁰⁾。社会保障給付は個々の受給額としては1万ドルにとうてい及ばないが、かといって、社会保障訴訟が「些細な論争 (trivial controversies)」ということでは決してあるまい。アメリカ法律家協会 (American Law Institute) は、合衆国憲法および法律に基づいて主張されるすべての民事事件に管轄を認めるべく係争金額の制限を撤廃すべきであると提案している⁴¹⁾。立法論はともかくとして、この1331条は係争金額の制限にもかかわらず、1343条(3)項が連邦社会保障法違反事件の管轄には援用できないとの見解がほぼ定着している現状にあっては、連邦社会保障法をめぐる訴訟を直接対象としうる可能性のある重要な管轄条項の1つであることは間違いない。1331条はこの意味においてなお論議しうる価値を有しており、また、実際にもこの条項を援用する例がしばしば見受けられる。

この条項を援用しうる鍵は1万ドルをどのように査定するかである。ここですぐ思い浮かぶのは、

集合代表訴訟 (class action) の方法であり、とりわけそれまで残っていた概念的道具だてを廃止し、より機能的な集合代表訴訟要件を提示した1966年の連邦民事訴訟手続規則23条改正のことである⁴²⁾。この疑問については、株式所有者のクラスアクション訴訟を取り扱った事件 *Snyder v. Charles Harris*, 394 U.S. 332 [1969] のなかで、最高裁は係争金額の統合の可否は、民事訴訟手続規則23条の範疇に属しているのではなく、あくまでも1331条の文言たる「係争事件の金額 (the matter in controversy exceeds the sum or value of \$ 10, 000)」という部分に関する問題であると述べて⁴³⁾、連邦裁判所の管轄が1331条の解釈にかかっていることを明らかにしている。

個々の請求金額の統合という点では、従来から分離可能な社会保障受給権の性質上、請求金額の合算は許されないと考えられているが、しかし、例外的にこれを認めようとする下級審判例も有力である。*Bass v. Rockefeller*, 331 F. Supp. 945 [S. D. N. Y. 1971] をみてみよう。1971年 New York Social Services Law の改正によって、医療扶助額が低下し、また幾つかの特別給付やサービスが削除されたので、原告らはこの州法改正は、保健教育福祉省長官の承認なしに医療扶助資格および給付内容を減ずることを禁止した社会保障法1902条(d)項に違反するとして訴えを起こした。その際に原告らが依拠した管轄条項は1331条であった。連邦地方裁判所はおよそ次のような理論構成をとって原告らの請求を容認している。つまり「社会保障法1902条(d)項は、給付が減額される以前に、連邦行政庁の承認を受ける権利を個人に付与したもので、また、医療基金割当相当額を受給権者に保証したものでない。そうではなくて、同条項は、医療の必要なクラス全体として不意に減額されない基金を持つ権利を保護しようとしたものである。それゆえ、係争金額は、個々の受給権者

39) *Rosado v. Wyman*, 397 U.S. 397 [1970]; *King v. Smith*, 392 U.S. 309 [1968].

40) Note, The Constitutional Implications of the Jurisdictional Amount Provision in Injunction Suit against Federal Officers, 71 Colum. L. Rev. 1474 [1971].

41) American Law Institute, Study of the Division of Jurisdiction between State and Federal Courts [1969].

42) Fed. R. Civ. P. 23, Advisory Comm. Notes, 39 F. R. D. 69, 98-99 [1966], 集合代表訴訟 (class action) については、田中英夫・竹内昭夫、法の実現における私人の役割(2)、法学協会雑誌89巻3号262頁; 田中英夫、英米の司法, 318頁参照。

43) *Snyder v. Harris*, 394 U.S. 332, at 336 [1969].

の請求額ではなく、州が減額した医療計画全体の額であり、これは軽く1万ドルを越すことになる」と。裁判所は、連邦社会保障法は一定レベルの給付またはサービスを受ける権利を個々人に保証したのではなく、連邦の基準に適合した州社会保障制度に加入する権利を保証しているのであるから、それは支給を受ける階層全体の基金を意味し、「分離できない共通の権利 (common, undivided right)」であるという理由で、1331条の係争金額を満たすと判断しているようである。連邦社会保障法は直接個々の受給権者に社会保障給付を受ける権利を与えたものではないという点が、結果的に1331条の管轄要件を充足させることになるのは、いささか詭弁の感を免れないが、社会保障訴訟を対象とした管轄規定のない法体系のなかにあつてなんとか事案を司法審査の舞台に引き上げようとする裁判所の苦心の方策であつたと評価することはできよう。

係争金額のもう一つの査定方法は、原告側の請求する金額ではなくて、原告勝訴の場合被告が社会保障法の規定遵守のために必要となる金額を基準にすべきだという考え方である⁴⁴⁾。連邦裁判所の業務過重の軽減という目的からすれば、どちらの側の財政的利害関係が大きいかということは本来問題とならないはずであるが、しかし一般に裁判所は被告の利害より原告の利害の方に目を向けてきた。St. Paul Mercury Indemnity Co. v. Red Cab Co., 303 U.S. 283 [1938] 判決の確立した原則によれば、「法律に別段の定めがなければ、請求が信頼できるものである限り、原告の請求金額が決定要因⁴⁵⁾」だからである。とはいえ、特に差止命令の事案では別の見解も見受けられる。

「係争事項の決定につき、われわれは原告の申立によって成し遂げられようとしている客体に

注目する。係争金額を決める基準は、その判決によってどちらかの当事者に対して生じるところの金銭的結果にはかならない⁴⁶⁾。」

社会保障事件に「被告側係争金額の理論 (The defendant's viewpoint rule)」を適用するには2つの障害がある。最初の障害は、この理論は被告が事件を連邦裁判所へ移送 (remove) する際に援用されてきたということである。移送事件の場合は被告の側から係争金額を評価することも可能であるが、裁判所は、その他の場面にこの理論を適用することを差し控えてきた。第2に、係争事件に直接含まれていない訴訟物や当事者について述べる判決の傍論的部分は、係争金額の決定にはなら考慮されないということである⁴⁷⁾。原告に与えられる給付とそれにかかる被告の費用とは、被告訴訟の判決が出たときにすべての社会保障受給権者に支払わなくてはならなくなる金銭の総額ではなくて、訴訟のときに両当事者間に存在する対価値のそれであるからである⁴⁸⁾。しかしながら、もし受給権者が集団で原告側に加わるような場合だと、「被告側係争金額の理論」は、前述した係争金額統合の問題を迂回するひとつの方法となるのかもしれない。

その他、受給権侵害からくる精神的打撃を金銭的に評価してはどうかという主張がある。Rosado v. Wyman, 304 F. Supp. 1356 (1969)事件の第1審判事となった J. Weinstein は、医師や social worker の証言に基づき、AFDC 受給権を侵害された場合の児童への悪影響を説き、「そういった事実を無視して係争金額が1万ドルを下回っているとだけ述べることはできない⁴⁹⁾」と言っている。これに対し、第2巡回控訴裁判所は、そのような間接の精神的損害はあまりにも漠然としすぎており、金銭的な価値基準になじまない権利が対象と

44) 被告側係争金額の理論 (The defendant's viewpoint rule) は、特に差止命令訴訟 (injunction actions) に適用され、そこでは、原告の請求する賠償額ではなく、保護される権利の価値や防止される損害の範囲が査定基準となっている。W. Barron & A. Holtzoff, Federal Practice and Procedure §24, at 111-13 (Wright ed., 1960).

45) St. Paul Mercury Indemnity Co. v. Red Cab Co., 303 U.S. 283, at 238 [1938].

46) Ronzio v. Denver & R.G.W.R.R. Co., 116 F. 2d. 604 at 606 [1940]. 最近の事件では Tatum v. Laird, 444 F. 2d. 947 [1971].

47) Moore, Federal Practice, 0.91 [1], at 825-28 (2d. ed. 1972).

48) Hatridge v. Aetna Gas. & Sur. Co., 415 F. 2d. 809 [1969].

49) Rosado v. Wyman, 304 F. Supp. 1356, at 1364 (E. D. N.Y. 1969).

なっているときには1331条の係争金額要件は満たされないとして、第1審の判断を覆えした⁵⁰⁾。確かに、連邦社会保障法それ自体は、州の社会保障制度が備えていなければならない枠組を設定したもので、直接的には受給権者は州の行政行為によって社会保障給付を受ける仕組みとなっているが、かといって、そのことが社会保障の権利化に無関心または無力であることを意味してはいまい。社会保障事件が社会において生存する権利を対象としている以上、管轄権問題においてなんらかの特別の配慮が払われることはむしろ当然であろう。Tenney 判事は、そのことを、Bass v. Rockefeller, 331 F. Supp. 945 [1971]判決のなかで次のように述べている。

「……係争金額はただ単に原告の金銭的損害額によってのみ決定されるのではなく、保護を求められている権利の価値によっても評価される。……健康な人間として社会において生存する権利は1万ドル以上の価値を有している。」

(4) 保健教育福祉省長官のなした補助金打切処分を争おうとする場合

政治的配慮から、連邦はめったに州への補助金打切処分を行なわないが、連邦社会保障法の規定上は、長官による連邦基準不適合との判断が出ると、補助金打切措置がとられることとなっている⁵¹⁾。この場合、打切を宣告された州は長官の行なった適合性認定の当否を連邦控訴裁判所に審査請求できることになっているが⁵²⁾、それではこの処分により決定的な影響を受ける受給権者は長官の打切処分の当否を争うことができるのであろうか。保健教育福祉省に対して私人の審査請求を認める明文の規定は連邦社会保障法にも行政規則にも存在してはいない。また、1966年ジョージア州とアーカンソー州の「代替条項」をめぐって受給権者が保健教育福祉省に社会保障法適合性判断を請求したことがあったが、なんらの返答も得られていないところをみると、保健教育福祉省は個人には

州の社会保障行政の審査を請求する権利は認められていないと考えているようである⁵³⁾。長官の打切処分に関する訴えは管轄権の点においても問題がある。まず1万ドルの制限付とはいえ1331条の援用が考えられよう。もっとも、これは係争金額を個人の受給額として計算するのではなくて、州に対する連邦の補助金総額全体を評価するという前提での立論であるから、係争金額の査定方法の箇所ですべてと同じ困難が残されている(前記IV(3)③参照)。その他、もともと連邦社会保障法の憲法上の成立根拠は租税徴収権限(第1条8節1項)であったのであるから、租税事件管轄権⁵⁵⁾に準拠してはどうかという提案もありえようが、この管轄規定は、あくまでも合憲判断の出た連邦社会保険の部分(老齢年金・遺族年金)にしか効力を有しないであろう⁵⁴⁾。民事訴訟手続法1361条は、「原告に対して負っている義務の履行のために、あらゆる連邦の機関を強制する職務執行命令(mandamus)の性質を有する訴訟は連邦裁判所が管轄する。」と規定しているが、この規定も、すでになされた長官の適合性判断が裁量権の濫用であるとして司法審査を求める場合を想定してはいないし、また、社会保障給付が同条項にいう「原告に対して負っている義務」に当たるかどうかも疑問であるので、援用には否定的にならざるをえまい。下級裁判所の判例のなかには、連邦社会保障法1316条(a)(3)項⁵⁶⁾の規定——すなわち、打切処分を受けた州は、長官の認定の正否を争って巡回控訴裁判所に出訴できるとする規定——は、単に州のみに出訴権を与える趣旨ではなく、受給権者個人も同規定に基づき当該処分の司法審査を裁判所に提起できると述べるものもあるが⁵⁷⁾、これは無理な解釈というほかはない。今後連邦社会保障法のなかに、受給権者の争訟手続が創設されることが肝要であろう。

53) Notes, Federal Judicial Review of State Welfare Practices, 67 Colum. L. Rev. 84, at 91 [1967].

54) 28 U.S.C. §1340.

55) Steward March. Co. v. Davis, 301 U.S. 548 [1937].

56) 28 U.S.C. §1316(a)(3).

57) National Welfare Rights Organization v. Finch, 429 F.2d. 725 [1970].

50) Rosado v. Wyman, 414 F.2d. 170 [1969].

51) 42 U.S.C. §§304, 604, 1204, 1354 [1964].

52) 42 U.S.C. §1316(a)(3) [Supp. I, 1965].

V 連邦裁判所の管轄を制約する法理

(1) 最初の管轄の法理(Primary Jurisdiction)

これは、誰が論点の決定者であるかを問うものであり、裁判所は適切な行政機関が判断を下すまでその管轄権を行使すべきでないという主張である。例えば、Rosado v. Wyman, 397 U. S. 397 [1970]において、被扶養児童を有する家庭に対する援助(AFDC)額を切り下げたニューヨーク州法が連邦社会保障法の規定に違反するとした受給権者側に対して、州側は新しい制定法が連邦法の基準に合致しないかどうか保健教育福祉省長官の適合性判断が出るまで裁判所は管轄権を行使すべきでないと反論している。これがこの法理の援用例に当たろう(J. Blackの反対意見は州側の主張を採用している⁵⁸⁾)。この法理は、関係行政機関と裁判所の役割の調整、裁判所は行政機関の持つ専門的知識に関する利益を享受すべきこと等の理由で正当とされているが、連邦社会保障法に個人の審査請求手続が定められていないこともあって、今のところ、最高裁はこの法理を採用していないようである。

(2) 州の行政救済を尽くしていること

(Exhaustion of State Administrative Remedies)

これは審判者が誰かということよりむしろ、司法審査が適当とされる時期が何時かの問題である。包括的な規制制度を設けることに対する州の重大な利害と州行政機関の持つ専門的知識性がこの法理を裏付けている⁵⁹⁾。AFDC 援助を与えるにつき父親からの遺棄または分離があった後少なくとも3ヵ月の待期間を必要としたカリフォルニア州法の違憲性が争われた事件⁶⁰⁾、および、「代替夫(substitute father)条項」を設けて連邦のAFDC 計画を制限することの違憲性が争われた事件⁶¹⁾において、最高裁は「州の公的扶助計画が連

邦法の要件を満たしているかどうか州の機関が公平な決定を下すとは限らない。受給権者の生存は行政審査の遅延によってきわめて危くされる⁶²⁾。」と述べて、一応この法理を採らない姿勢をみせている。しかし、州の公的扶助計画自体は有効であり、単に1ヵ月90ドルか135ドルかという2つの最高支給基準のどちらに該当するのかといった行政の方法のみが問題である場合には、州の行政救済を尽くしていることが要求される⁶³⁾。

(3) 連邦裁判所の管轄自己規制(District Court Abstention)

これは、州法の支配する領域、または、まだ州法によって解決されていない問題が提起されている場合には、連邦裁判所は自己の裁量によって管轄権の行使を差し控えるべきだとする考え方であり、その理由として、不必要な憲法訴訟を避けること、連邦と州との摩擦を最小限にすること等が挙げられている。扶助給付金を紛失もしくは窃盗された場合さらに特別の給付をしないとする州規則の違憲性が争点となった事件 Sanchez v. Wyman, 318 F. Supp. 827 [1970]において、巡回控訴裁判所は、「どの州も複雑な公的扶助計画のために独自の規則を定めることもできるし、〔憲法問題として取り上げなくても〕その規則の解釈によって事案を解決できることがある⁶⁴⁾。」と述べて、連邦裁判所の管轄自己規制を有効と判示している。この法理の援用は、問題となっている事案の「憲法関連性」の度合、すなわち「議論全体の核が州法の範囲内のものであるかどうか⁶⁵⁾」に依存していると言えようが、現実の社会保障訴訟は連邦法の解釈とも結びついていることが多く、また、解決の遅延は受給権者に重大な不利益をもたらすことを考えると、その安易な拡大的適用には危険があろう。

58) Rosado v. Wyman, 397 U.S. 397, at 430-435 [1970].

59) Comment, Exhaustion of State Remedies under the Civil Rights Act, 68 Colum. L. Rev. 1201 [1968].

60) Damico v. California, 389 U.S. 416 [1967].

61) King v. Smith, 392 U.S. 309 [1968].

62) King v. Smith, 392 U.S. 309 at 311-315 [1968]; Damico v. California, 389 U.S. 416 at 417 [1967].

63) Metcalf v. Swank, 305 F. Supp. 785 [1969], aff'd, 444 F.2d. 1353 [1971].

64) Sanchez v. Wyman, 318 F. Supp. 827, at 828 [1970].

65) Reetz v. Bozanich, 397 U.S. 82, at 86-87 [1970].

付表 合憲性判断の際に用いられた基準〔合理性のテスト：●，厳格な審査のテスト：○，中間の型：◎，「反証を許さない推定」(Irrebuttable Presumption) の基準：◎〕

	事 件 名	問題となった受給権	対象となった法令	根 拠 条 項	判 決	基準
1	Flemming v. Nestor 363 U. S. 603 [1960]	国外追放処分を受けた外国人に老齢年金の支給を打ち切ることの合否	社会保障法 §202(n)	修正 5 条 due process	合 憲	●
2	Dandridge v. Williams 394 U. S. 471 [1970]	要扶養児童を有する家庭への扶助 (AFD C) につき月250ドルの最高限度を定める メリーランド州保障局規則は、多子家族に不利	メリーランド州社会 保障局の規則	社会保障法 §402(a) (10) 修正14条 平等保護	"	●
3	Jefferson v. Hackney 406 U. S. 535 [1972]	AFDCの給付を必要基準(need)から25%減額する際に、部外収入の控除前に計算する方法の合否	テキサス州行政庁規則	社会保障法 §402(a) (23)他 修正14条 平等保護	"	●
4	Richardson v. Belcher 404 U. S. 78 [1971]	連邦の障害保険と W. Va 州労災補償給付との間の併給減額条項の合否	社会保障法 §424 (a)	修正 5 条 due process	"	●
5	King v. Smith 392 U. S. 309 [1968]	AFDC 給付の条件の 1 つたる代替夫条項 (substitute father) の合否	アラバマ州行政庁規則	社会保障法 §601-609 修正14条 平等保護	連邦社会 保障法違反	
6	Rosado v. Wyman 397 U. S. 397 [1970]	N. Y 市民の AFDC 給付額を切り下げる N. Y 州法の合否。他郡市民との給付格差。	ニューヨーク州法	社会保障法 §402 (a) (23) 修正第14条平等保護	"	
7	Weinberger v. Wiesenfeld 420 U. S. 636 [1975]	連邦遺族保険は被保険者が男の場合は、寡婦と未成年の子供に給付されるのに対し、被保険者が女の場合には未成年の子供のみとするものの合否	社会保障法 §402(g)	修正 5 条 due process (実質は平等保護)	違 憲	◎
8	Califano v. Goldfarb 97 S. Ct. 1021[1977]	連邦の遺族保険はすべての寡婦に支給されるのに、男やもめには、被保険者たる妻が生活費の半分以上を負担していたことを条件とする規定の合否	社会保障法 §402 (f)(1)(D)	"	"	◎
9	Graham v. Richardson 403 U. S. 365 [1971]	州の行なう障害者扶助の受給要件として外国人には 15 年間の居住要件を課す州法、生活保護を外国人に対し拒否する州法の合否	アリゾナ州法 ペンシルバニア州法	修正14条平等保護	"	○
10	Weber v. Aetona Gas. & Sur. Co. 406 U. S. 162 [1972]	認知されていない非嫡出子には遺族保険の受給資格を認めない州労災法の適否	ルイジアナ州労災法	"	"	◎
11	Mathews v. Lucas 96 S.Ct. 2755[1976]	非嫡出子には、生活費を父親から得ていたことを遺族給付の要件とするのに、それ以外の子供には無条件で支給する連邦法の合否	社会保障法 §402 (d)(3)	修正 5 条 due process (実質平等保護)	"	◎
12	Maher v. Roe 97 S. Ct. 2376[1977]	連邦社会保障法の定める医療扶助を、医学上必要とされる堕胎にのみ限定する州法の規定の合否	コネチカット州法	社会保障法 §1936 修正14条平等保護	合 憲	●
13	Geduldig v. Aiello 417 U. S. 484 [1974]	労災法の適用のない一時的労働不能をカバーする保険制度 (労拠出) から正常妊娠を排除している州法の合否	カリフォルニア州法	修正14条平等保護	"	●
14	U. S. Department of Agriculture v. Moreno 413 U. S. 528 [1973]	血縁関係にない者を含む世帯には、低所得者対策としての食料切符を支給しない旨定める連邦法の合否	連邦食料切符法 7 U. S. C. § 2012(e)	修正 5 条 due process (実質は平等保護)	違 憲	◎
15	U. S. Department of Agriculture v. Murry 413 U. S. 508 [1973]	別の世帯の被扶養者を含む世帯には食料切符を支給しない旨の連邦法の合否	" §2014(b)	"	"	◎
16	Goldberg v. Kelly	事前の聴聞手続(fair hearing)なしに、	ニューヨーク州行政	修正14条	"	◎

	397 U. S. 254 [1970]	AFDC の受給および N. Y 州の生活保護を打ち切る N. Y 州行政庁の行為の合否	庁規則	due process			
17	Sapiro v. Thompson 394 U. S. 618 [1969]	AFDC の受給要件として 1 年間の居住を課す州法の合否	コネティカット州法	修正14条平等保護	違	憲	●
18	Pease v. Hansen 404 U. S. 70 [1971]	州が独自に行なう生活保護の受給要件として 1 年間の居住を要求することの合否	ミネソタ州法	修正14条平等保護	"		●
19	Memorial Hospital v. Maricopa County, 415 U. S. 250 [1974]	困窮者に対する医療扶助を受けるための 1 年間の居住要件	アリゾナ州法	"	"		●
20	Mathews v. Eldridge 96 S. Ct. 893 [1976]	連邦の障害保険を治療を理由に打ち切られるに際し、事前の聴聞手続なしに決定した連邦行政庁の行為	連邦保健教育福祉省 (HEW) 規則	修正 5 条 due process	合	憲	●
21	Turner v. Dep. of Employment Security 96 S. Ct. 249 [1975]	失業補償を受けていた原告が出産をはさむ18週間支給を認めないユタ州法のために支給を停止されたことの合否	ユタ州法	修正14条平等保護	違	憲	◎

VI まとめに代えて

最後に、合衆国の連邦制度が内包している社会保障訴訟管轄問題の発端を指摘して本稿のまとめに代えたいと思う。そもそも、この問題は、1787年当時の連邦憲法が社会保障立法の成立を予期しておらず、連邦政府管轄事項としての認識を欠いていたという事実と、それにもかかわらず、20世紀になって（特にニューディール以後）社会保障に対する連邦の介入と活動の要請とが必然的となったという事実との間で起こる矛盾にその出発点を有していた。連邦裁判所の管轄は、憲法上の立法管轄・司法管轄規定を根拠につくられているために、社会保障訴訟を取り上げる直接の規定が存在しておらず、ここに至って、社会保障訴訟管轄権の問題がにわかに注目を浴びることとなった。裁判所は、従来からの財産管轄権と公民権管轄権

のどちらかに連結させることでこの問題の解決を図ろうとしているが、両者の管轄規定の性格と制定史の語る趣旨からいって、この方法がかなりの無理を含んでいることは自明のところである。社会保障受給権を対象とする事案は、これまでの財産的権利と精神的自由との二分説を単純に適用することでは解決されないという自覚のもとに、立法裁量の働く余地を縮小させるべく実体審査面での法理の探究がなされていると同様、それを手続的側面で支える管轄権においてもまた従来の二分説は重大な反省を迫られることとなった。

社会保障がますます連邦関心事として定着してきているとき、そして、連邦社会保障法を通じての統一的解釈には連邦裁判所が適役であるとの見解の一致がみられるとき、社会保障訴訟に関する連邦司法管轄権の整備が早急に望まれる所以である。